

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【公表番号】特表2013-515676(P2013-515676A)

【公表日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-022

【出願番号】特願2012-530000(P2012-530000)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/437 (2006.01)

A 6 1 P 27/02 (2006.01)

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/437

A 6 1 P 27/02

A 6 1 L 27/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月20日(2013.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(R) - (+) - N - (1H - ピロロ[2,3-b]ピリジン-4-イル) - 4 - (1-アミノエチル)ベンズアミドまたはその薬理学的に許容される塩を有効成分として含有してなる、角膜内皮障害の治療剤。

【請求項2】

点眼剤である、請求項1に記載の治療剤。

【請求項3】

(R) - (+) - N - (1H - ピロロ[2,3-b]ピリジン-4-イル) - 4 - (1-アミノエチル)ベンズアミドまたはその薬理学的に許容される塩を含有してなる、角膜内皮細胞の接着促進剤。

【請求項4】

請求項3に記載の接着促進剤を含む、角膜内皮細胞の培養液。

【請求項5】

A)角膜内皮細胞、

B)足場、および

C) (R) - (+) - N - (1H - ピロロ[2,3-b]ピリジン-4-イル) - 4 - (1-アミノエチル)ベンズアミドまたはその薬理学的に許容される塩を含む、角膜移植用移植植物。

【請求項6】

角膜内皮細胞がヒト由来である、請求項5に記載の移植植物。

【請求項7】

(R) - (+) - N - (1H - ピロロ[2,3-b]ピリジン-4-イル) - 4 - (1-アミノエチル)ベンズアミドまたはその薬理学的に許容される塩を含む培養液を用いて角膜内皮細胞を培養する工程を含む、角膜内皮製剤の製造方法。

【請求項8】

角膜内皮細胞がヒト由来である、請求項 7 に記載の製造方法。

【請求項 9】

請求項 7 または 8 に記載の製造方法により得られる角膜内皮製剤。

【請求項 10】

(R) - (+) - N - (1H - ピロロ[2,3-b]ピリジン-4-イル) - 4 - (1-アミノエチル)ベンズアミドまたはその薬理学的に許容される塩を含有してなる、角膜保護剤。

【請求項 11】

角膜がヒトの眼の角膜である、請求項 10 記載の角膜保護剤。